

第29回 法廷だより

2019年8月21日、第29回頭弁論期日が札幌地裁で開かれました。

雨天の下 傍聴席は満員

2019年8月21日午後2時00分より札幌地裁で、第29回頭弁論期日が開かれました。傍聴席は若干の空席がありましたが、概ね埋まりました。

今回の期日では、弁護団から、原発敷地内の地層の追加調査について、結論を左右するものではなく、結果を待つまでもなく廃炉の判断をすべきとの内容の準備書面(38)と、F-4断層の活動性に関する、これを否定する被告の主張の誤りを指摘しつつ、約12、13万年前以降の活動性は否定できず、泊1、2号機が立地不適である旨主張する準備書面(39)を提出しました。また、菅澤弁護士において、F-4断層の上載地層の年代特定にかかる地学的な見地について、要点をまとめたDVDを用いて裁判所に対しプレゼンテー



原告意見陳述

にされたのは初めてで、これは大きな成果でした。

原告の意見陳述は、北上雅能さんが行いました。廃炉とすべき5つの理由として、①安全性が担保されないこと、②原発の不経済性、③労働者の被爆、④環境汚染、⑤高レベル放射性廃棄物の問題を挙げつつ、胆振東部地震による泊原発の外部電源喪失によって生じ得た危険性や原発依存の構造の問題点を主張し、廃炉を訴えました。(意見陳述の内容は2ページ。)

弁護団の主張内容

準備書面(38)では、被告による敷地内の地層の追加調査について、いたずらに結論を先延ばしするだけで、結論を左右する可能性が低いことを規制委員会での議論をもとに主張し、現時点で原発による具体的な危険の存在が明らかである以上、追加調査の結果を待つまでもなく、廃炉の判断をすべきと主張しました。

被告からは、耐震重要施設の判断基準に関する証拠が提出されたほか、敷地内調査を出されたほか、敷地内調査を明らかにされました。被告から、敷地内断層と耐震重要施設の位置関係が公式に明らかにされました。

準備書面(39)では、被

今後の予定等

次回期日は、令和元年12月3日(火)午後2時00分からです。(なお、次々回は令和2年2月18日(火)午後2時00分と予定されています。)被告は追加調査の結果の経過報告をすると言っていますが、その内容は不明です。もし結論の先送りにすぎなければ、結審を強く求めていくことがあります。

次回もたくさんの方に傍聴においていただき、ともに廃炉への意志を表明していきましょう。

(文責) 佐々木泰平